

道路左側のガードレールを突き破り、山の斜面上の木に、車体の右側を上にして引っ掛かって止まった模様。

(2) 乗合バスの車内事故 1

12月25日(水)午前9時10分頃、岩手県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客10名を乗せて運行中、乗客1名(女性、82歳)が転倒した。この事故により、当該乗客が左大腿骨亀裂骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスは、信号待ちの間に当該乗客が立ち上がったことに気づかないまま発進したため、転倒した模様。

なお、当該乗合バスは、コミュニティバスであり、乗客に高齢者が多いことから、運転者の他にガイド役の乗務員を乗務させていたが、発進する際、当該運転者及びガイド役乗務員は乗客の状況確認及び転倒防止の車内アナウンスを行っていなかった模様。

(3) 乗合バスの車内事故 2

12月26日(金)午前7時55分頃、東京都において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客約40名を乗せて運行中、急制動により乗客2名が転倒した。この事故により、当該乗客のうち1名(男性、44歳)が腰部骨折の重傷、もう1名が軽傷を負った。

事故当時、当該乗合バスの運転者は、バス停車前で、当該バス停にいた乗客に注意がいきなり、前方車両が停車したことに気が付くのが遅れ急停車となり、車内の後方に立っていた乗客2名が反動で転倒した模様。

(4) タクシーが酒気帯び運転による事故

12月18日(水)午後10時50分頃、青森県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、当該タクシーの運転者が酒気帯び状態で民家のフェンスに衝突した。

この事故による負傷者はいない。

事故直後、当該タクシーは逃走したが、民家の住人からの通報により営業所に戻ったところを警察官により呼気検査を実施、基準値を超えるアルコールが検出された模様。

(5) タクシーが自転車を撥ねた事故

12月20日(金)午後5時40分頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、横断してきた自転車乗りを跳ねた。

この事故により、当該自転車乗りが死亡した。

事故現場は、片側2車線の当該タクシーから見て緩い左カーブで、少し登り坂となっており、事故当時、当該自転車は、歩行者横断禁止の場所となっていた模様。



【9. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思っています。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

〔掲載マニュアル一覧〕

- ・ H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・ H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・ H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・ H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・ H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・ H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・ H19年6月：S A S対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐた

めに活用されます。

- ・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・ フリーダイヤル受付 0120-744-960
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)
- ・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

